

# 古代中央アジアの書記ラムショーツァー族の農場経営について —— 書記一族の生活から見た鄯善国の社会 ——

山 本 光 朗

## はじめに

古代中央アジアに存在した鄯善（シャンシャン）国は、もとはクローライン（楼蘭）と呼ばれた都市を中心とした国で、最大領域は、現在の中華人民共和国新疆ウイグル自治区のロプ=ノル地域から、ニヤ（尼雅）川地域までを領有した国であった。この国は、古代インド風のマハラヤと呼ばれた王が、ダルマ（法）に基づく政治を行った国であるが、古く紀元前2Cに匈奴支配下の1国としてその存在が窺われた後、数百年後の紀元5C末に遊牧民族チュルク（丁零）の攻撃で住民が散尽したと記録され<sup>1)</sup>、その後は殆ど国としては存在しなかった。ただ、鄯善王の直系の鄯乾なる者が洛陽に生存して北魏に仕えていたこと<sup>2)</sup>、その洛陽からカロシュティー文字資料が出土したらしいことなどが分かっているが<sup>3)</sup>、それ以上のことは不明で、再度、同じ住民により王を戴き王国が建てられることはなかった。

なお、この地域ではその後、10Cにロプ=ノル東部から南部の地域で、小月氏の子孫と言われたチューング（仲雲）族が集居していたことが伝えられ [榎 1964: 146-161]、また20C初めにはロプ=ノル付近にロプリックと呼ばれたトルコ語を話す住民がいたことが記録として残っているが<sup>4)</sup>、これらの住民と、かつての鄯善（シャンシャン）国の住民との系統・関係は全く不明である。

こうした「亡国」となった国の歴史ということの他に、この国の歴史を再建するために困難な点がある。それは一つには、どのような視点からこの国の歴史を再構成したら良いかの方針が未だに見つけ出せておらず、それは平板な「シルクロード」風のアウトライン的な説

1) 『史記』匈奴伝、文帝4年（前176年）の条参照。また『南齊書』芮芮伝の益州刺史劉俊の使者江景玄の報告に関する記事を参照。馮承鈞 1943: 17-18はその時期を491-493年のことと推定している。

2) その後、鄯善王真達の息子と見られる鄯乾が洛陽で北魏に仕えて、永平5年（512年）に亡くなり征虜將軍・河州刺史を追贈されたことが、「魏故征虜將軍・河州刺史・臨沢定侯・鄯使君墓銘」により判明する。山本 1999, 102-121を参照。

3) Brough 1961参照。なお、Broughはカロシュティー文字が記された3つの石の断片を2-3Cのものとするが、注2に記した鄯乾なる鄯善王王子が北魏洛陽で一生を送ったことから見て、鄯乾時代前後のものとする余地もあると思う。

4) 例えばStein 1921: 335, n.9等を参照。

明以外には、この国の「歴史」を具体的に提示出来る基準が殆どないという状況に因るもので、こうした意味で言わば歴史のない国になっていると言っても言い過ぎではないと思われる。

小稿は、現況をこのように捉えた上で、3-4Cに鄯善国の西部のチャドータ（或はチャロート、=ニヤ遺跡群）に居住した、ラムショーツァという名の書記の一族がどのような農場経営を行ったかを可能な限り明らかにしようとするもので、これにより中央アジア古代の社会史の具体的な一面を提示出来るのではないかと意図したものである。これにより中央アジア古代の地域社会史が少しでも明らかになれば幸いである。

なお、小稿では鄯善（シャンシャン）国の領域から出土したカロシュティー文書を使用するが、それらは基本的に A. M. Boyer, E. J. Rapson, E. Senart, および P. S. Noble らによる *Kharoṣṭhī Inscriptions discovered by Sir Aurel Stein in Chinese Turkestan*, Parts. I-III, 1920, 1927, 1929, Oxford に拠っていることを予め断っておく。

## I 鄯善国の書記ラムショーツァとその一族

### I 書記ラムショーツァについて

書記のラムショーツァ (Ramṣotsa) という人物は、鄯善（シャンシャン）国の王、アンゴークからマヒリの治世期に生存が確認出来る人物で、新疆ウイグル自治区のニヤ（尼雅）遺跡群中の N. XXIV 家屋址からこの人物とその一族と見られる人物たちの名が記されたカロシュティー文書が大量に出土していることから、後述するように、その家屋址が住居であって、その周辺・近辺が農場になっていたものと考えられる<sup>5)</sup>。なお、この N. XXIV 家屋址から出土したカロシュティー文書には、家屋址の床に散乱していたもの (Nos. 507-566, 594-595) と、a hidden archive と呼ばれた、同家屋址の部屋 viii の側壁の床下に設けられた「文書庫」から発見されたもの (Nos. 567-593) とがあり、後者の中で年代を記した文書を調べてみると、時代は、鄯善王アンゴーク（或はアンゴーク）の 6 年 4 月 (No. 581 文書) から、次王マヒリの 21 年 12 月 (No. 576 文書) の間の時期のもので [Stein 1921: 224-234, 256-263; *Kh. I*, II: 183-225]<sup>6)</sup>、マヒリ王の次のヴァシュマナ王の時代に及ぶものではない。このことだけから見ると、この家屋址は、アンゴーク王治世の初期から、次王マヒリ王の治世（28 年まで確認されている）の後期まで存在し、その後見捨てられたものと思われる。

ラムショーツァは、アンゴーク王治世の 6 年 4 月 14 日に作成されたブドウ園売買証書 (No. 581 文書) [*Kh. I*, II: 216-217] において、

ダマシャという名の男と、もう一人、書記のラムショーツァとが、早魃の時に於いて、飢饉の

5) 住居址付近の環境については、Stein 1921: 224-234, Plan 14 (vol. 3) を参照。

6) 後に触れるニヤ遺跡群の別所で発見された No. 222 文書によると書記ラムショーツァはマヒリ王 22 年 1 月まで生存を確認出来る。

時において、売買を行った。これら二人は、ヤウエー村の所屬民である。(maṃnuša dhamaśa nama bhiti tivira ramšotsaśa ca truṣṣa kalammi trubhikhkṣa (kalammi) kraya vikraya [kiḍamti]. ede ubheya yaṁveya aṁaṁnaṁmi kilmeci.)

と記されているので、鄯善国西部の町チャドータ（或はチャロート、=ニヤ遺跡群）の、ヤウエー村の所屬民（キルメーチ<sup>7)</sup>）であった。この人物の生存の時期は、先に述べたように、アンゴーク王の6年4月から、次王マヒリの22年1月までと確認できるので<sup>8)</sup>、その間53年間は生きたことが分かる〔山本 1997: 100-101〕。

その実年代については、J. Brough によるカロシュティエー文書の時代比定では、西暦 252-304 年に当たり、榎一雄によれば 272-324 年の時期に該当する〔Brough 1965: 594-605; 榎 1967: 121-126〕。とは言え、この人物の幼少期もそれ以前にあった筈なので、ラムショーツァは全生涯 70 年間ほど、すなわち 70 歳くらいまでは生きた人物と見られる。

ラムショーツァは書記 (divira) ではあったが、30 歳前後の頃、すなわちアンゴーク王 19 年から 21 年の 3 年間、ショータンガ (sothamga) と呼ばれた「税徴収人」の職役を果たしたことが分かっている〔山本 1997: 100-101〕。これらは、後に述べる、比較的多くの耕地、ブドウ園、女、少女等の購入を彼が行っていたこととよく符合し、書記ラムショーツァが当時、チャドータのヤウエー村で富裕な地主経営を行っていた人物であったことを窺わせるものである〔同: 101-103〕。

ラムショーツァの住居については、先に述べたように、ニヤ遺跡群の中北部で、この人物に関する文書の大部分が出土した N. XXIV 建物址と見てまず間違いない。この住居址は、発掘者の Stein が、「富裕で高官であった人物の建物址」〔Stein 1921: 225-226〕と推定したもので、Stein の測量図によれば広さ 13 m×9 m、36 坪ほどで、7~8 の部屋を持ち、この家屋址からは 90 点近いカロシュティエー文書が出土している<sup>9)</sup>。その中には、ラムショーツァ以外に、スグタ、スガンタ（或はスナンタ）、クニタ、チャシュゲーヤ、主簿ソーンジャカ等の名が記されているものがあり、単純にラムショーツァのみの住居とは言えないが、後述するように、ラムショーツァおよびその一族がここを住居としていたことはまず間違いない。

また、ラムショーツァは書記であったので、もちろん文書作成を行った<sup>10)</sup>。一例を挙げれば、アンゴーク王 24 年 11 月 25 日付けの、矢師のモーガタとモーゲーヤ等が百人長のリチクガに耕地を売却した売買文書 (No. 715 文書<sup>11)</sup>) など、その好例であるが、その末尾には、

この手書き証書は、書記シグナヤの息子たる書記のラムショーツァによって、大人 (mahatva-) らの命令により書かれた。また矢師のモーガタとモーゲーヤとの（請願で書かれた）。(eṣa

7) キルメーチについては、山本 2000 を参照。

8) 注 6 を参照。

9) *Kh. I.* ナンバーで Nos. 507-595 がそれに当たる。

10) 例えば Nos. 654, 715 文書などは書記ラムショーツァが作成した契約文書である。

11) *Kh. I.*, : 269. 遺物番号は N. III. x. 6 で、Pl. XIII に写真図版がある。

pravamṇāga hastalekha likhidae tivira signaya putra tivira ramṣotsaṣa mahatvana anatiyena. avi  
kaḍakara moḡata moḡeyāṣa ca a(-jeṣamṇae likhidae?)

と書かれていて、ラムショーツァがこの売買契約文書を作成したことは明白である。また上の記述から、この種の契約と契約文書の作成において、当地で「大人」(mahatva-)<sup>12)</sup>と呼ばれた、シャンシャン国のオフィシャルが関与し作成命令を出していたことが分かるのであるが、この国の書記はこうしたオフィシャルの権威を背景にして、依頼者から文書作成料を取るなどして文書を作成したものと思われる。

このような書記という存在のラムショーツァは、シャンシャン国のオフィシャルに近接した識字階層、あるいは有識者階層であったものと見られる<sup>13)</sup>。なお、No. 715 文書の図版を見ると<sup>14)</sup>、ラムショーツァ自身が書いた字が分かる。

## 2 ラムショーツァの一族

書記ラムショーツァの一族についてまず述べるべきは、父のことである。父の名はシグナヤ(Signaya)で、やはり書記であった<sup>15)</sup>。アンゴーク王 21 年 6 月 13 日の日付をもつ No. 572 文書を見ると、

書記のシグナヤなる男が立ち上がり、自分の同居者クニタに、耕地の 12 区画(kuthala<sup>16)</sup>)を、大人であるキツァイツァのワルバとカーラのカラムツァの前で、与えた。(manuṣa tivira signaya uthida, tanu nivasaga kuṇitaṣa miṣiyaṃmi kuthala yavi 10 2 dita, puraṭi da mahatvana kitsaitsa varpa kala karamṭsaṣa ca.)

とあって、アンゴーク王治世 21 年の同日に、ラムショーツァの父シグナヤが、「大人」すなわちオフィシャルの前で、「自分の同居者(nivasaga)」であったクニタなる者に対して、理由は不明ながら、耕地 12 区画を与えた。先に一部引用した No. 581 文書には、アンゴーク王の 6 年 4 月 14 日に既に、息子で書記のラムショーツァが「ブドウ園」を購入したことが記されているので<sup>17)</sup>、父と息子が共に同じ書記の仕事をしていた期間があったことが分かる。なお、クニタについては、No. 572 文書の上板表側に、「書記シグナヤの(耕地)区画に関するこの文書は、クニタが注意深く保持すべきである」と、耕地を与えられたクニタ側の保存義務が書かれてはいるが、この人物がいかなる「同居者」であったかについては、後に触れるようにラムショーツァ一族の関係者と見られる以外、その出自は全く不明である。

12) mahatva-については、山本 1996: 105-109 を参照。

13) その次第については稿を改めて論じるつもりである。

14) 注 11 に同じ。

15) Nos. 654, 715 の両文書に、「書記シグナヤの息子である書記ラムショーツァ」(tivira signayaṣa putra tivira ramṣotsa) という文言が出ていることに拠る。

16) kuthala の語義については、*Kh. D.*, : 83-84 を参照。

17) 後述「Ⅱ ラムショーツァ一族の資産と農場経営 1 N. XXIV 建物址の「小さな隠された文書保管庫」から出土した文書」の 581 文書の項目を参照されたい。

次に、ラムショーツァーの一族には「息子」を名のった人物がいた。と敢えて言うのは、その人物が実際は彼の息子とは思われない節があるからである。その人物の名はスガンタ (Suḡamta) と言い、マヒリ王 15 年 1 月 11 日付の男売買文書 (No. 591 文書) において、「書記ラムショーツァーの息子で書記のスガンタ」が文書を作成したと書かれていて、書記のスガンタがラムショーツァーの息子であったかのようなようである<sup>18)</sup>。しかし一方では、N. XXIV 建物址出土の文書中に、同一人物なのに「スガンタ」と「スナンタ (Sunamta)」と 2 様の名でその名を記した例が 2 文書において認められ<sup>19)</sup>、さらにスナンタをスグタ (Suḡuta) なる者の息子と記した文書等がある (No. 524 文書)、この人物をシンプルにラムショーツァーの息子と言うことには無理がある。なお、この国の文書で、スガンタ (Suḡamta) のことをスナンタ (Sunamta) と表記したことは、ḡ の音が Skt. の guttural ṅ に近似であったことを窺わせるもので [G. Dh. p.: §. 8]、こうした例は特に異とするものではない。

また *Kh. I. III*, Index Verborum および F. W. Thomas が暗示的に指摘したように<sup>20)</sup>、この国では、親族用語が現実の家族関係を反映している場合と、儀礼上等により「父」と呼んだり「息子」と称した場合があったようで、必ずしも現代的な現実の親族関係を反映しているとは限らないという事実があった。このことを踏まえ、さらにスナンタ (=スガンタ) が、No. 524 文書で父とされたスグタと一緒に登場する文書が他に若干数存在すること<sup>21)</sup>を考慮に入れるなら、スナンタ (=スガンタ) は、書記でスグタの息子であったと見る方がより妥当性が高いと思われる。

さてそれでは、彼らとラムショーツァーの関係はどうであったかであるが、まず考慮すべきは、スガンタ (=スナンタ) が「ラムショーツァーの息子」と自称していたことである。そしてそれが書かれていた No. 591 文書は、マヒリ王 15 年 1 月の日付を持つものなので、ラムショーツァーにとっては晩年に当たる頃の文書であったことが注意されねばならない。それと共に、先に述べたようにラムショーツァーの住居址 N. XXIV 遺址からは 90 点近いカロシュティー文書が出土していて、その中に、ラムショーツァーによる売買 (購入) 証書とともに、時代的にその後のスグタらの売買文書が少なからず存在することに注意を向ける必要がある。つまり N. XXIV 家屋址はスグタ等の住居でもあった可能性が高い。これらのことは、スガンタ (=スナンタ) がラムショーツァーにとっては一族の中の「息子」に位置する者であって、スグタの息子でありつつも、「書記ラムショーツァーの息子で書記のスガンタ」と表現する方が、何らかの理由でより有利であったので、No. 591 文書のように「息子」と表現したものではないか、ということをおもわせる。おそらくこの人物はラムショーツァーの「甥」ではな

18) No. 591 文書に、itam ca lihitaḡa mahi tivira ramṣotsaṣa putra suḡamtaṣa kāla rok<sup>i</sup>tsiyaṣa ajeṣamnae とある。

19) Nos. 577, 588 文書を参照。

20) *Kh. I. III*: Index Verborum, 347, 359 の tamjaka-, budhamitraṣa-を参照。また Thomas 1934: 63-64 参照。

21) Nos. 575, 576 等の文書が該当する。

かったか、すなわちラムショーツァとスグタは兄弟で後者の息子がスガンタ (=スナンタ) であったのではないかと見られるのである。このことは、Agrawala が一定明らかにした、この国の家族関係の用語の中に「オジ、オバ、オイ、メイ」といった一族関係を示す用語が殆ど存在しないことから妥当性は高いものと思われる [Agrawala 1956]。

さて、このようにしてラムショーツァ族のメンバーが少し明らかになって来たのであるが、さらに No. 519 文書を見ると<sup>22)</sup>、スグタの家族のことも少し分かってくる。

また、あなたの父スグタが、あなた方<sup>23)</sup>の面前でラクダと馬を約束しました。決して忘れられ  
てはいけません。(avi tusya pitu suḡuta yuṣme agrata uṭa atha aṣpa pratiṣruta. ma iṃci  
vismaridaḡa siyati.)

この文書は、鄯善国東部のチャルマダナに滞在していたチナセーナという者が、沙門 (śama-  
na) のソーダヤ (Sodaya) とチャシュゲーヤ (Caṣḡeya) に宛てた私信であるが、これによれば、受け取った側の沙門ソーダヤ (とチャシュゲーヤ) が、スグタの息子であったことが分かる。また、No. 552 文書を見ると、divira sodaya (書記のソーダヤ) という文言が記されていて<sup>24)</sup>、スグタの息子ソーダヤは書記でもあったことが分かる。ラムショーツァ或はスグタの一族として、彼は本来、書記であったが、沙門すなわち修行者でもあったものと見られる。

また、上の文言自体がそれを窺わせるが、チャシュゲーヤもスグタの息子であったことが分かる。別の、マヒリ王 22 年 1 月 25 日付けの土地贈与文書 No. 222 文書に [Kh. I, I: 87, Pl. IV]<sup>25)</sup>,

書記のラムショーツァ、スグタ、スナンタ、クニタ、チャシュゲーヤが、立ち上がって、主簿  
のソーンジャカに、アディナ (?) 2 キの播種量の未耕地 1, その他、外側の土地、総計、アディ  
ナ (?) 5 キ量の種 (=播種量の土地) を、贈物<sup>26)</sup>として与えた。(tivira ramṣomtṣa suḡuta su-  
naṃta kuṇita caṣḡeyaṣa ca uthitaṃti. cozbo soṃjakaṣa akri bhuma 1 bhijapayati aḡini khi 2 pramana  
aṃṇa bahiyade bhuma, ṣarva piṃḡa bhija aḡini khi 4 1 pramana. laṣa titamṭi.)

とあって、ラムショーツァ、スグタ、そしてスナンタ等と共に、チャシュゲーヤが、地方官  
である主簿のソーンジャカに土地を寄贈しており、さらに別の、マヒリ王 21 年 12 月 23 日  
付けの係争裁定文書 No. 576 文書でも [Kh. I, II : 213; A Translation. : 117],

チャルのチニガとプラトガと書記スナンタとチャシュゲーヤとに、2 頭のラクダに関して争いがある。スグタと書記スナンタとクニタとチャシュゲーヤとにより誓約がなされるべきである。チニガとプラトガが誓約をさせなかった。(caru ciniḡa platḡa divira sunaṃta caṣḡeyaṣa ca dui uṭa 2  
praceya vivata huati. suḡuta divira sunaṃta kuṇita caṣḡeyaṣa ca ṣavatha ṣavidavo. ciniḡa platḡaṣa

22) Kh. I, II : 202-203, Stein 1921 : Pl. XXVI に一部図版がある。

23) yuṣme の語釈については Kh. D., : 33. CDIAL. : 609, yuṣmad-参照。

24) Kh. I, II : 202, No. 552 の Rev. (1) 行。

25) この文書は No. 336 と一体のものであった可能性が高い。

26) laṣa-を '贈物' と訳すことについては, Kh. D. : 115, laṣi- を参照されたい。

ca śavathade varitaṃti.)

とあって、チャシュゲーヤは、書記スナンタ、スグタ、そして先に出たラムショーツァの父シグナヤの「同居者」クニタと共に、登場しており、スグタの息子と見て大過ない。なお、この No. 576 文書は、チニガとプラトガなる者が、書記スナンタとチャシュゲーヤに2頭のラクダの代金を支払わなかった事に対して、オフィシャルによる裁定が行われ、代金20ムリと羊9頭の賠償により係争が落ち着いた旨を証明したものであった。

別の No. 554 文書によれば [Kh. I., II : 203, Obv. (1)], チャシュゲーヤの職業はタスチャ (tasuca) ということであるが、Thomas の推定によると、タスチャは通訳のこととされる [Thomas 1935 : 78]。

また、No. 222 と No. 576 両文書に登場したクニタについては、ラムショーツァー族の住居と見られる N. XXIV 建物址から発見された No. 569 文書に [Kh. I. II : 209], マヒリ王13年2月にラクダ1頭の代金を支払って、シャマンニューラなる名の少年を養子に迎えたことが記されていて、ラムショーツァヤスグタの一族の者らしいと推定は出来るがそれ以外は分からない。

その他に、ラムショーツァー族には女性として、チャティサとラモーティアの2人がいたことが確認出来る。

チャティサ (Catisa) は、No. 516 文書でスナンダ (=スガンタ) の母と記されているので [Kh. I. II : 188-189, Obv. (2)], 普通に考えればスグタにとって妻であった人物になる。また、ラモーティア (またはラマティア) は、No. 528 文書でスナンダ (スナンタ) の mahuli (Burrow によれば「祖母」の意<sup>27)</sup>) と記され、No. 542 文書では [Kh. I. II : 198-199, Und.-tabl., Obv. (2)] スグヌタ (Suḡnuta, =スグタ<sup>28)</sup>) の母とされていて、またスグタとラムショーツァは兄弟の可能性が高いので、ラムショーツァの父シグナヤの妻ではなかったかと思われる。

以上、縷々説明してきたラムショーツァー族の家族関係を図式化すると、次頁の図1のようになる。

27) Kh. D. : 111, mahuli- 参照。また、Agrawala は Burrow の別の説により =mātuli “maternal aunt” とする [Agrawal 1956 : 42-43] が、スナンタの母方のおばでスグタの母のような存在は、系図上は考えにくい。

28) スグヌタ=スグタについては、Kh. I. III : Index Verborum, suḡnuta-を参照。

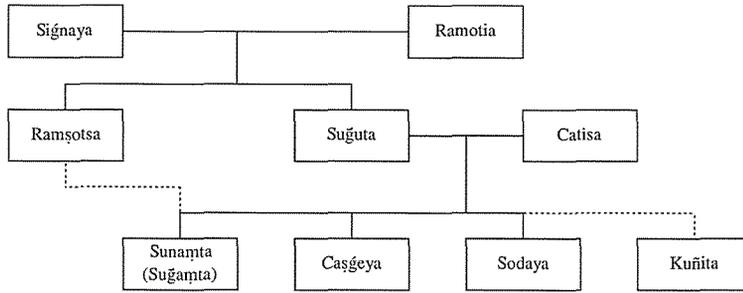


図1 ラムショーツァー族の図式化

この図で、第1世代の父シグナヤ、第2世代のラムショーツァ本人、そして兄弟と見られるスグタ、さらに第3世代のスナンタ（＝スガンタ）とソーダヤ等が全て書記であったことから、書記の職業が3世代にわたって一族として世襲されていたこと、そしてまた、ソーダヤの場合は修行者たる沙門でもあったこと、他にチャシュゲーヤが「通訳」かと思われるタスチャの職についていたこと等、基本的に書記の一族でありつつ、単純に構成員の全てが書記であった一族とは言えない点は注意すべきであろう。この点は次章で詳しく触れるが、この一族の農場経営の姿を見ても明らかで、ラムショーツァー族は、書記の職業を基本としつつ多様な職業に従事する者を擁した大家族であった見られる。

## II ラムショーツァー族の資産と経営

### 1 N XXIV 建物址の「小さな隠された文書保管庫」から出土した文書

ここでは前章で見たラムショーツァー族の資産と、それを基にした農場経営ということについて検討する。

下にまず、ラムショーツァー族の住居と思われる N. XXIV 建物址の壁際下で Stein 等が発見した、a small hidden archive すなわち「小さな隠された文書保管庫」に入っていた計 27 点の「証書」類のうち、一族との関係が明白な 25 点について、その内容等を年代順に整理したものを表 1 として出す<sup>29)</sup>。

29) Stein 1921: 227; *Kh. I. II*: 209-225, および *A Translation.*, 112-127 等を参照し作成したものである。

表1 ラムショーツァー族関連の証書類 (1)

| 文書番号               | 文書の内容   | 内容等の補足説明  | 作成年月日                                       |
|--------------------|---|---|---|
| 581                | 書記ラムショーツァによるブドウ園購入証書。   | 旱魃飢饉の時のこと。対価は6ハスタのカーベット、鎧?, 羊2, 1ミリマの穀物。  | アンゴーク王 6.4.14                               |
| 579                | 書記ラムショーツァによる土地購入証書。   | 探偵モーガタから、1ミリマ10キの播種量の未耕地を購入、対価は13ハスタのカーベット(価12マリ)。  | アンゴーク王 9.6.15                               |
| 589                | 書記ラムショーツァによる少女購入証書。   | 飢饉の時のこと。対価は1歳のラクダ(40マリ)と羊4頭、シャムチャーが売り手。   | アンゴーク王 11.2.12                              |
| 586                | 書記ラムショーツァによるブドウ園購入証書。   | 樹木が付属したブドウ園、対価は馬1頭。   | アンゴーク王 16.6.1                               |
| 590                | 書記ラムショーツァによる女購入証書。  | シャムチャーから、ラクダ2頭と11ハスタと12ハスタのカーベット2枚、および糸、総計98マリで買う。  | アンゴーク王 17.4.28                              |
| 571 <sup>30)</sup> | ラムショーツァによる土地購入証書。   | ラムショーツァが樹木の付属した可耕地を、総計60マリで購入した文書。  | アンゴーク王 17.12.8                              |
| 580 <sup>31)</sup> | ショータンガのラムショーツァによる耕地・未耕地の購入証書。                                   | 総計2ミリマ以上の播種量の2カ所の土地購入、対価は40マリの価の4歳馬、1ミリマ10キの穀物。   | アンゴーク王 19.10.6                              |
| 582 <sup>32)</sup> | ショータンガのラムショーツァによる、未耕地の25区画の購入証書、後に再度係争となり、所有権が認められた裁定文が付記されている。 | 売り手は沙門イピヤ、対価は15マリ(50マリの誤りか <sup>33)</sup> )の価の馬3頭。  | アンゴーク王 20.4.22<br>(再度係争および裁定の時期マヒリ王 4.2.28) |
| 587                | 書記ラムショーツァによる土地購入証書。   | 値は10マリ(ブドウ酒と穀物などの相当量)。  | アンゴーク王 21.2.12                              |
| 572                | クニタによる可耕地取得文書。  | ラムショーツァの父シグナヤが、12区画の土地を同居人クニタに与えた証書。  | アンゴーク王 21.6.13                              |
| 592                | 書記ラムショーツァによる少女購入証書。   | 対価はラクダ1頭とコートンの毛布1枚。   | アンゴーク王 32.12.20                             |
| 583                | ラムショーツァともう一人が、王のラクダに損害を与え、それを賠償したことを証明した証書。                     | 賠償のため、コートンの毛布と4ハスタと6ハスタのカーベット等を出して解決。   | アンゴーク王 33.7.25                              |
| 574                | ラムショーツァが、ムルデーヤの奴隷から購入した土地・ブドウ園の返却に関わるトラブルについての決裁文書。             | 土地・ブドウ園を返却したが、もとの代金(馬1頭と1ミリマのブドウ酒)がムルデーヤから未返却なので、秋の収穫期までラムショーツァの耕作等を認める裁定。                  | アンゴーク王 34.2.24                              |
| 584                | ラムショーツァに羊4頭を贈った3人の者が、その後ラムショーツァから羊20頭を奪ったという事件の裁定文書。            | 3人のうち1人が死に、羊4頭を受け取った筈の、(ラムショーツァの兄弟と見られる)スグタがコートンに居るので、戻り次第、再審査するとの裁定。ラムショーツァらに保持義務が指示されている。 | マヒリ王 4.2.28<br>582の加筆部分と同じ日付                |

30) この文書の内容については、山本1996を参照。

31) この文書の内容については、山本1997を参照されたい。

32) この文書の内容については、山本1999-2を参照。

33) 同上、p.34を参照。

表1 ラムショーツァー族関連の証書類(2)

| 文書番号               | 文書の内容   | 内容等の補足説明  | 作成年月日         |
|--------------------|---|---|---------------|
| 573                | チャシュゲーヤが妻を娶った文書。  | 妻が今後、親戚等に束縛されないことを保障・指示した文書。  | マヒリ王 7.11.20  |
| 570 <sup>34)</sup> | シャラセーナがスグタとスギに雌ラクダを支払うよう命じた判決文書。                                  | シャラセーナが借金を返すため、略奪したラクダをスグタに渡したところ、もとの所有者が後者から雌ラクダを奪い返したので、シャラセーナに命じられた判決。 | マヒリ王 11.2.1   |
| 578                | 預けたラクダを殺されたスグタが、相手から女を与えられ、相殺されたことを宣告した裁定文書。                      | スグタはその対価として女コーローアを与えられ、お返しに8ハスタのカーペットを渡し解決した。                             | マヒリ王 11.2.2   |
| 568                | スグタとカプゲーとの示談書。  | 後者が前者に羊10頭を与え、示談が成立したことを証した文書。  | マヒリ王 11.2.9   |
| 569                | クニタによる養子取得文書。   | クニタが哺乳料としてラクダ1頭を、母らしきツイナに与え養子取得が成立したことを証した文書。                             | マヒリ王 13.2.10  |
| 591                | リーブーヤ等が男を購入したことを証した文書。  | 対価は5歳のラクダと馬、各1頭。書記ラムショーツァの息子スガンタにより作成された証書。                               | マヒリ王 15.1.11  |
| 575                | スグダが、略奪されたチャドータ出身の奴隷を購入したところ、もとの持ち主が訴えてきたので、賠償を受け返却すべきこと指示した裁定文書。 | 購入代金は3歳のラクダ、5ミリマの穀物等。判定に対して、スグダ(=スグタ)とスナンダが文句を言うべきではないと指示されている。           | マヒリ王 17.1.22  |
| 593 <sup>35)</sup> | スグタがクブシュタから購入したラクダに関する係争の裁定文書 <sup>36)</sup> 。                    |   | マヒリ王 17.6.20  |
| 577                | 書記のスグタ、スナンタと、ラシュバラとの間のラクダ等をめぐる係争が着着したことを証した裁定文書。                  | 前者側にスグタ、スナンタ、女サヒロア、クニタの名が出ている。  | マヒリ王 20.10.3  |
| 576                | 書記のスナンタ、チャシュゲーヤと、チニガ等とで係争があり、賠償支払により解決したことを証した文書。                 | 後者側が20ムリ等を支払い、係争は解決した。前者側の人物名としてスグタ、クニタの名が出ている。                           | マヒリ王 21.12.23 |
| 588                | 書記スナンタによる負債返済を証した文書。  | 書記スナンタの名がスガンタとも書かれている。  | マヒリ王 20.10.17 |

この表からまず分かることは、アンゴーク王治世期に作成された文書は全て、ラムショーツァあるいはその父シグナヤに関わる文書であり、次王マヒリの治世期に属するものは2例を除いて、ラムショーツァの名が出ず、殆どがスグタ、クニタ、スナンタ、あるいはチャシュゲーヤなどの人物が当事者になった文書だということである。このことは、書記ラムショーツァの活躍期=アンゴーク王治世期、書記スグタらの活躍期=マヒリ王治政期という

34) この文書の内容については、山本 2006 を参照。

35) 同上。

36) この文書は No. 570 文書と関連があり、その内容・経緯については、山本 2006 を参照。

ように、2代の王の治世期の間で主人公となる世代が違ったことを示している。前で指摘したように、このことが、スグタがラムショーツァの弟であるとした理由の一つなのである。

先に引用したように、マヒリ王22年1月25日付の土地贈与文書、No. 222文書には次のような記述がある。

書記のラムショーツァ、スグタ、スナンタ、クニタ、チャシュゲーヤとが、立ち上がって、主簿のソーンジャカに、アディニ？、2キの播種量の未耕地1、その他その外側の土地、総計、アディニ？、5キの種（「種」は「播種量の土地」とするところを誤ったものと見られる）を、贈物として与えた。（*tivira ramšomtsa suḡuta sunamta kuñita cašgeyaša ca uthitamti, cozbo soṃjakaša akri bhuma 1 bhijapayati ađini khi 2 pramana amña bahiyade bhuma, šarva piṃḍa bhija ađini khi 4 1 pramana laša titamti.*）

この文書は、ラムショーツァ、スグタ、スナンタ等が一族でもって、地方官であった主簿のソーンジャカに、播種量5キ（khi、容量としてはほぼ1.2ℓ前後<sup>37)</sup>）の土地を贈物として与えたことを証す文書であるが、この文書から、マヒリ王22年1月段階でも、ラムショーツァが生きていて、一族揃って、おそらく有力者の主簿ソーンジャカに土地を寄贈したことが分かる。すなわち、マヒリ王時代にもラムショーツァは現役を退いた一族の長のような形で、生存していたものと見られる。そして主簿ソーンジャカは、返礼としてラムショーツァとスグタに、10ムリの価の毛皮（*kojava*、または氈氍<sup>38)</sup>）を送ったのであるが、これらの経緯は、ラムショーツァ一族が、マヒリ王治世の後期に有力な地方官の主簿ソーンジャカに対して<sup>39)</sup>、土地を寄進したことを示すものと考えられる。

## 2 ラムショーツァー族の資産と経営

前章で見た「小さな隠された文書保管庫」から発見されたラムショーツァー族との関連が明白な22例の文書から、ラムショーツァおよびスグタらが購入あるいは獲得した物・人と、そしてその際に対価として支払った物等を、それぞれの項目に分けて一覧化すると、次頁の表2のようになる。

37) 山本1988: 34-35を参照。Thomas説では1キ=約2.5ℓで、H. W. Bailey説では1キ=約2.3ℓである。

38) 山本2002: 32を参照。

39) *mahacozbo* “偉大な主簿”と尊称で呼びかけられた（例えばNo. 385文書等）ソーンジャカなる有力者をめぐる問題については稿を改めて論じるつもりである。

表2 ラムショーツァ一族が購入・獲得したもの、および対価として支払ったものの一覧

|   | 購入・獲得したもの                              | 対価等として支払ったもの   | 年月                            | 番号  |
|---|--|--|-------------------------------|-----|
| ① | ラムショーツァによる、未耕地(1ミリマ10キ播種量)購入           | 13ハスタのカーベット(価12ムリ)                                       | アンゴーク王9.6.15                  | 579 |
| ② | ラムショーツァによる、未耕地可耕地(樹木付随、3ミリマの播種量)購入     | 50ムリの価のラクダ1頭とブドウ酒10キ(総計=60ムリ)                            | アンゴーク王17.12.8                 | 571 |
| ③ | ラムショーツァによる、土地2カ所(総計2ミリマ以上の播種量)購入       | 40ムリの価の4歳馬1頭、1ミリマ10キの穀物                                  | アンゴーク王19.10.6                 | 580 |
| ④ | ラムショーツァによる、土地25区画購入                    | 15ムリ(50ムリの誤りか)の馬3頭                                       | アンゴーク王20.4.22<br>(マヒリ王4.2.28) | 582 |
| ⑤ | ラムショーツァによる、土地購入                        | 10ムリの価(ブドウ酒と穀物で支払う)                                      | アンゴーク王21.2.12                 | 587 |
| ⑥ | ラムショーツァによる、土地とブドウ園購入                   | 馬1頭、1ミリマのブドウ酒  | アンゴーク王34.2.24                 | 574 |
| ⑦ | ラムショーツァによる、ブドウ園購入                      | 6ハスタのカーベット、鎧?, 羊2頭、1ミリマ <sup>40)</sup> の穀物(1ミリマ=46ℓ~50ℓ) | アンゴーク王6.4.14<br>旱魃飢饉の時        | 581 |
| ⑧ | ラムショーツァによる、ブドウ園(樹木付随)購入                | 馬1頭  | アンゴーク王16.6.1                  | 586 |
| ⑨ | チャシュゲヤが妻を娶る                            |  | マヒリ王7.11.20                   | 573 |
| ⑩ | ラムショーツァによる、女1人購入                       | ラクダ2頭、11ハスタと12ハスタのカーベット2枚、糸8ムリ(総計98ムリ)                   | アンゴーク王17.4.28                 | 590 |
| ⑪ | プリヤヴァガがスグタに女1人を与える(係争解決)               | プリヤヴァガがスグタのラクダを殺した賠償として、お返しに8ハスタのカーベット                   | マヒリ王11.2.2                    | 578 |
| ⑫ | ラムショーツァによる、少女1人購入                      | 40ムリの価の1歳のラクダ1頭と羊4頭                                      | アンゴーク王11.2.12<br>飢饉の時         | 589 |
| ⑬ | ラムショーツァによる、少女1人購入                      | ラクダ1頭とコータンの毛布1   | アンゴーク王32.12.20                | 592 |
| ⑭ | クニタによる養子の取得                            | 対価は、哺乳料としてラクダ1頭  | マヒリ王13.2.10                   | 569 |
| ⑮ | スグタによる奴隷購入、もとの持ち主が訴えたので、賠償を受け返却すべきとの裁定 | 対価(代金)は、3歳のラクダ、5ミリマの穀物等                                  | マヒリ王17.1.22                   | 575 |
| ⑯ | シャラセーナがスグタとスギに賠償を支払う判決 雌ラクダ1頭          |  | マヒリ王11.2.1                    | 570 |
| ⑰ | スグタがクブシュタからラクダを購入、その後係争。               | 対価(代金)は不明  | マヒリ王17.6.20                   | 593 |
| ⑱ | 書記のスグタ、スナンタと、ラシュバラとの間のラクダ等をめぐる係争の決着    |  | マヒリ王20.10.3                   | 577 |
| ⑲ | 3人の者がラムショーツァに羊4頭を贈る                    | 後に、ラムショーツァから羊20頭を奪う<br>後に再裁定                             | マヒリ王4.2.28                    | 584 |
| ⑳ | スグタとカブゲーとの係争の示談<br>スグタに羊10頭を与え成立       |  | マヒリ王11.2.9                    | 568 |
| ㉑ | 書記スナンタ(=スガンタ)による負債返済の完了                |  | マヒリ王20.10.17                  | 588 |
| ㉒ | チニガが書記スナンタ、チャシュゲヤらに賠償を支払う<br>賠償額20ムリ等  |  | マヒリ王21.12.23                  | 576 |

40) 注37参照。また度量衡のうち容量単位については、1ミリマ(milima)=20キ(khi)ということが分かっている、*Kh. I. III: Index Verborum*, 341, khi-を参照。

この表を見ると、ラムショーツァー族の資産が基本的に何により構成されていたのか、その内容が明らかになる。

まず、資産としては家屋 N. XXIV の近辺に、耕地等 7カ所、およびブドウ園 3カ所を所有したことが分かるが (①～⑧)、これらの資産は他の住民から購入したもので、結果的にはチャドータの町の各地に散在していたと見られる。それゆえ経営形態としては労働集約型ではなく、ラムショーツァー族 (⑭の養子なども含む) の他、奴隷 (⑮、そして⑩～⑬の購入された女・少女も奴隷として<sup>41)</sup>経営に参加した可能性がある) によるもの、さらに当地の農民を雇用するもの等、多種の小人数方式の経営形態をとっていた可能性が高い。

それと共に、これらの耕地等の購入が殆どラムショーツァ時代に行われたことも注意すべきである。スグタの時代には、経営は何らかの理由で、縮小していた可能性がある。

次に、ラムショーツァは各種の耕地を購入するため、馬 5 頭、ラクダ 1 頭、13 ハスタの長さ (=約 6 m) のカーペット、および若干の穀物・ブドウ酒を支払い、またブドウ園を購入するため、馬 2 頭、羊 2 頭、6 ハスタ (=約 2.7 m) のカーペット、および若干の穀物・ブドウ酒を支払った。これらから、書記ラムショーツァー族では、職業は書記ではあったが、別途その生業の基本として牧畜経営が行われていたことが分かり、家畜には馬 (aśpa)、ラクダ (uṭa, uṭi)、そして羊 (paśu) がいて、カーペット (tavastaga) もそれをもとに作られていたことが判明する。

そして、これらをもとにして、書記ラムショーツァは、アンゴーク王 6 年 4 月 14 日、時あたかも旱魃飢饉の時であったが、こうした大変な時期に 6 ハスタのカーペット、羊 2 頭、1 ミリマの穀物等によりブドウ園を購入し、それを皮切りにアンゴーク王 34 年 2 月 24 日まで多数の耕地・ブドウ園等を購入していった。彼が購入した耕地について少し詳しく見ると、彼は 1 ミリマ 10 キの播種量の未耕地を購入するため、価 12 ムリの 13 ハスタ (1 ハスタ = 45.7 cm) のカーペットを支払い (①)、樹木が付属した 3 ミリマの播種量の可耕地を購入するために、ラクダ 1 頭とブドウ酒 10 キで総額 60 ムリの価を支払い (②)、1 ミリマ以上の播種量の耕地と 1 ミリマの播種量の未耕地を購入するため、40 ムリの価の 4 歳馬と 1 ミリマ 10 キの穀物、総額で 52 ムリを支払い (③)<sup>42)</sup>、耕地 25 区画を購入するために、15 ムリ (50 ムリの誤りか?) の価の馬 3 頭を支払い (④)、7 キの播種量の耕地を購入するため、6 キのブドウ酒と 10 キの穀物、総額 10 ムリに換算されるものを支払い (⑤)<sup>43)</sup>、そして播種量が不明な土地とブドウ園を購入するために、馬 1 頭と 1 ミリマのブドウ酒を支払ったこと

41) この国の「奴隷」のあり方については、山本 2000 を参照されたい。

42) 注 22 により穀物 10 キが 4 ムリと算定されるので、1 ミリマ 10 キの穀物 = 30 キの穀物の金額は 12 ムリとなる。

43) No. 571 文書によれば、ブドウ酒 10 キの価が 10 ムリなので、ブドウ酒 1 キが 1 ムリの価であったことが分かる。それをふまえこの 6 キのブドウ酒と 10 キの穀物が総額 10 ムリであったことを考慮すると、穀物 10 キが 4 ムリの価であったことが分かる。

になる(⑥)。

また、購入したブドウ園について見てみると、広さは不明であるが、その総数は3カ所、そのうち対価が明らかな2カ所について見れば、支払いは「カーペット、鎧?, 羊2, 1ミリマの穀物」によって(⑦)、もう一つは「馬1頭」によってなされた(⑧)。後者の場合は、4歳の馬で価は40ムリと分かっている(⑧)<sup>44)</sup>。前者の場合は、カーペット、鎧?, 羊2頭、1ミリマの穀物等により購入されたもので、カーペットは13ハスタ(1ハスタ=45.7cm)のもので価12ムリ(①より)、羊2頭は10ムリと仮定し、穀物1ミリマは8ムリ<sup>45)</sup>、総計30ムリ以上の価となる。この地域の一般的なブドウ園は、30ムリ~40ムリの価で売買されたものと思われる。

このように、ラムショーツァが耕地等を取得した代金は各々50ムリ~60ムリ程で、ブドウ園の場合は30ムリ~40ムリ程の価であったことが分かるが、このことを、当時この国で2歳のラクダ1頭が50ムリで、4歳の馬が40ムリ程であったことと比較してみると[Kh. D.: 111-112], この国の耕地・ブドウ園等が、相対的に見てあまり高価なものであったとは言えないことが分かる。

またそれと共に、ラムショーツァがこれらの耕地等の購入のため、総計2ミリマ10キ以上の穀物を支払ったことが注意されねばならない。当時2ミリマ10キ以上の穀物というのは、1キを2.3ℓ~2.5ℓとして換算すると<sup>46)</sup>、115ℓ~125ℓ以上の穀物量となり、この量はラムショーツァ家に元々一定規模の耕地があって、そこから穀物がある程度収穫・收藏されていたことを窺わせるもので、彼はこの小規模な農業経営をさらなる耕地・ブドウ園等の購入により拡大しようとしたものと考えられる。こうして拡大して行った農業経営について見てみると、総計6回、合計6ミリマ10キの播種量と25区画以上の耕地等6カ所を購入したことになる。6ミリマ10キの播種量の土地がどれ程の収穫をあげるかについては、例えばこの地域の収量を種籾の10倍程と仮定すると<sup>47)</sup>、全ての耕地を耕作したとして65ミリマ程の穀物の収穫があがる筈で、2,990ℓ~3,250ℓすなわち169斗~182斗、結局40俵~45俵程の麦の収穫があがるのである。他に25区画の土地からも収穫がある筈なので、全体の収量はかなりの量になったことは確実である。それと共に、これらの6カ所の耕地は別々に存在したと見られるので、全て耕作するとしたら、ラムショーツァの農場経営は、自己の家屋周辺のみならず、散在した6カ所の耕地等の経営を行わねばならず、かなりの人員を要す一方で、極めて不安定なものであったのではないかと思われるのである。

44) Kh. D.: 111-112, muli-を参照。

45) 雌牛(go)が10ムリ、ロバ(khara)が15ムリなので(注59の同処を参照)、羊の価を仮定的に5ムリと見る。穀物1ミリマ=20キは8ミリマとなる(注58参照)。

46) この点については、山本1988: 34-35参照。

47) 比較の一例として、『アフガニスタンの水と社会』108を見ると、アフガニスタン東部のホダイダード=ヘイル村での小麦、トウモロコシ等の収量を、それぞれ約12倍、30倍としている。

ラムショーツァー族は、チャシュゲーヤが妻を娶り (⑨)、女を購入し (⑩)、ラクダの賠償として女を得 (⑪)、少女2人を購入し (⑫⑬)、養子を迎え (⑭)、そして奴隷を購入する (⑮) など、多様な人員を外部から得ていた。このうち女・少女の購入、ラクダの賠償として女を得たことなどについては、たとえばその1つ (⑩) である女購入証書 (No. 590 文書) を見ると、

かくて彼らは完全に合意した。かの女リィパーに対して、今後、そこで、書記のラムショーツァーが所有主となった。打つこと、苦しめること、売り渡すこと、あるいは他の者たちに贈物として与えること、抵当として (namamniya) 与えること、質に入れること (badho deyamnae) など、あらゆる使役、いかなる望みもなされよう<sup>48)</sup>。(taha sarajidamti samma samma. taya striya lypaae vamti ajuvadae atra tivira ramašotsaša ešvari huda. tađamnae bamnamnae vikrinamnae amñano vá prahu [da] deyamnae namamniya deyamnae badho deyamnae šarva boğa kikama karamni siyati.)

とあり、この女の購入が奴隷購入とイコールであったことが分かる。それに対して養子を得る時 (⑭) は、自分の息子として扱うことが契約条項に明記されていた<sup>49)</sup>。このような7人の外部からの人員は、耕地・ブドウ園での耕作・栽培等に振り向けられたか、あるいは家内労働に従事させられたものと思われる。

書記ラムショーツァーは、アンゴーク王11年2月と同32年12月に各々「少女」1人を、アンゴーク王17年4月に「女」1人购买した (⑫⑬⑩)。11年2月は、飢饉の時期であったにも拘らず、ラムショーツァーは40ムリの価の1歳のラクダ1頭と羊4頭により少女を購入し、32年12月は、ラクダ1頭と毛布1枚で少女を購入した。また17年4月にラムショーツァーは、ラクダ2頭とカーペット2枚により女1人购买した。ラクダ1頭の価は、1歳のものが40ムリで (⑫)、羊4頭は先に述べたように、1頭あて5ムリと推定されるので計20ムリ、総計で当時「少女1人」の売価は60ムリ前後であったと見られる。それに対して「女1人」の売価は、17年4月の場合でラクダ2頭と11ハスタと12ハスタのカーペット2枚、および糸、計98ムリであった (⑬)。このような60ムリ、98ムリといった少女・女の売買価格から見ると、先に見た耕地・ブドウ園の購入金額、各々50-60ムリ、30-40ムリはやはり低廉で、逆に言えば、人的資源である「人」の価格は安価なものではなかったことを示しており、先に述べた、耕地・ブドウ園を買い増したことで拡大した農業経営の困難さは、これにより輪をかけたものになったのではないかと思われる。

48) 訳文中の「抵当」「質に入れる」の用語の解釈については *Kh. D.*, 100, namamniya-, 108-109, badho-を参照。

49) ⑭の No. 569 文書の内容を参照。より詳しくは山本 2000: 10-11 に訳出した No. 331 文書を参照されたい。

## おわりに

以上おおまかながら、3C 後半～4C 前半の時期のものとされているカロシュティー文書を使って、鄚善（シャンシャン）国のチャドータ在の書記、ラムショーツァー族のメンバーと経営の次第について見てきた。それによれば、ラムショーツァー族は、3C 後半から4C 初頭の時期、アンゴーク王からマヒリ王の時代に、父シグナヤと、およびその弟スグタ、そしてスグタの子供たち、計3世代のメンバーを擁し、一族の職業として書記を共有しつつも、ラムショーツァがショータンガと呼ばれた、町（raja）または村（avāna）の「税徴収人」の職役を3年間果たしたり、一族のソーダヤは書記である一方で修行者たる沙門（śramaṇa）でもあり、チャシュゲーヤはタスチャ（通訳？）の職につくなど、多様な職業にも従事し、必ずしも単純に書記のみを一族の職業としていたわけではなかった。

そしてその多様性ということできさらに言えば、彼らが残した売買証書の内容から、この一族の基本的な生業はラクダ・馬・羊などの牧畜経営であり、また本来小規模ながら耕地・ぶどう園等も経営していたものと見られ、書記等の職業をもとにそれらの経営を行う過程で、その資産を元手に、耕地・ぶどう園等を、さらに労働力たる少女・女・奴隷等を購入・買い増して、農業経営を拡大していったものと見られる。

こうした農業経営の拡大が、先に引用した Nos. 581, 589 の両文書に記されていた「早魃飢饉」「飢饉」の時にも行われたということは、この一族の経営基盤が比較的強固であったことを示しているが、その根本原因は彼らが鄚善（シャンシャン）国のオフィシャルとの繋がりが強い書記の職業に従事していたからではないかと思われる。

しかしながら、こうした牧畜型の生産様式をもとに、耕地・ブドウ園をさらに購入し経営を拡大した時、耕地・ブドウ園の購入代金が各々 50-60 ムリ、30-40 ムリと比較的廉価であったのに対して、人員＝人的資源となる人間の価格は、少女が 60 ムリ前後、そして女は 98 ムリと比較的高価であった。この国で耕地をいかに多く購入したとしても、耕作・管理する労働力が相対的な高価であった時、どれほど効率的な経営を行えるかは問題のあるところで、それと共に、よく言われる、土地の広狭より水の使用可能量で土地の価値が決まること、そして乾燥地帯での播種量に対する収量の相対的な低さ<sup>50)</sup>等を考慮に入れた時、多くの土地を集積したラムショーツァー族の農業経営が安定的に推移出来たとは必ずしも思われない。先に指摘したように、ラムショーツァー族の農業経営は、ラムショーツァ時代には盛んに拡大していった形跡があるが、次のスグタ時代以降は、殆ど拡大したとは言えず、むしろ縮小した感すら見られる。こうしたことの原因が何であるかについては別稿で検討するつもりであるが、小稿においては、4C 末にこの国の東部を經由してインドに仏典を求めに出かけた法顕が、チャドータの地を避け、鄚善城から西北行シタリム盆地北道の焉耆（アグ

50) たとえば注 47 と同じ個所を参照。

ニ) 城を目指したことから見て、その時既にチャドータの町が一定程度荒廃していた可能性があること、および中央アジアの研究も行った地理学者保柳睦美がかつて、タリム盆地の河川の縮小減少を、R. W. Fairbridge による地球上の海面変動図との関わりで説明し、中国の漢・唐に当たる時代の水量と、現代のそれとの間に明確な程度の差があった筈だという趣旨の言及をしたこと [保柳 1976 : 67-78]<sup>51)</sup> 等を指摘して結びとする。

## 参考文献

- A Translation.* : T. Burrow, *A Translation of the Kharoṣṭhī Documents from Chinese Turkestan*, London, 1940.
- CDIAL.* : R. L. Turner, *A Comparative Dictionary of the Indo-Aryan Languages*, 1966, Oxford.
- G. Dhṛ.* : J. Brough, *The Gāndhārī Dharmapada*, 1962, Oxford.
- Kh. I. I* : A. M. Boyer, E. J. Rapson & E. Senart, *Kharoṣṭhī Inscriptions discovered by Sir Aurel Stein in Chinese Turkestan*, I, Oxford, 1920.
- Kh. I. II* : A. M. Boyer, E. J. Rapson & E. Senart, *Kharoṣṭhī Inscriptions discovered by Sir Aurel Stein in Chinese Turkestan*, II, Oxford, 1927.
- Kh. I. III* : E. J. Rapson & P. S. Noble, *Kharoṣṭhī Inscriptions discovered by Sir Aurel Stein in Chinese Turkestan*, III, Oxford, 1929.
- Kh. D.* : T. Burrow, *The Language of the Kharoṣṭhī Documents from Chinese Turkestan*, Cambridge, 1937.
- Agrawala, R. Ch. (1956) ; Family life as depicted in the Niya Documents from Chinese Turkestan, *Bharatiya Vidya*, 15-3.
- 馮 承鈞 (1943) 鄯善事輯『西域南海史地考証論著彙輯』中華書局香港分局.
- 榎 一雄 (1967) 法顕の通過した鄯善国について『榎一雄著作集』第1巻, 汲古書院.
- 榎 一雄 (1964) 仲雲族の牙帳の所在地について『榎一雄著作集』第1巻, 汲古書院.
- Bailey, H. W. (1979) *Dictionary of Khotan-Saka*, Cambridge, 1979.
- Brough, J. (1965) Comments on the third-century Shan-shan and the History of Buddhism, *BSOAS*, 28 (3).
- Brough, J. (1961) A Kharoṣṭhī Inscrip-tin from China, *BSOAS*, 24 (3).
- Stein, M. A. (1921) *Serindia*, I-V, Oxford.
- Thomas, F. W. (1934) Some Notes on the kharoṣṭhī Documents from Chinese Turkestan, *AO*, 12.
- Thomas, F. W. (1935) Some Notes on the kharoṣṭhī Documents from Chinese Turkestan, *AO*, 13.
- 『アフガニスタンの水と社会』(1967) 東京大学西南インドウークシュ調査隊『アフガニスタンの水と社会』東京大学出版会.
- 保柳睦美 (1976) 『シルクロード地帯の自然の変遷』古今書院.

51) 引用している Fairbridge 説の妥当性については、氏が述べたように再考の余地がある。

- 山本光朗（1999-1）鄯乾墓誌銘について『史林』82（1）.
- 山本光朗（1997）カロシュティエ文書 No.580 について『北海道教育大学紀要（第1部A）』48（1）.
- 山本光朗（1996）カロシュティエ文書 No.571 について『北海道教育大学紀要（第1部A）』47（1）.
- 山本光朗（1999-2）カロシュティエ文書 No.582 について『北海道教育大学紀要（人文科学・社会科学編）』.
- 山本光朗（2006）古代中央アジアの鄯善国における裁判制度について『北海道教育大学紀要（人文科学・社会科学編）』56（2）.
- 山本光朗（1988）パルヴァタ考『東洋史研究』46（4）.
- 山本光朗（2002）カロシュティエ文書 No.714 について『北海道教育大学紀要（人文科学・社会科学編）』52（2）.
- 山本光朗（2000）鄯善国におけるキルメーチとダジャ —— カロシュティエ文書 No.331 と No.39 の内容から —— 『内陸アジア史研究』15.

（北海道教育大学）